

上尾市親子関係形成支援事業実施規則をここに公布する。

令和7年3月25日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第18号

上尾市親子関係形成支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第21項に規定する親子関係形成支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、上尾市とする。ただし、市長が適切な事業の運営が確保できると認める団体等に支援事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 支援事業の対象となる者は、親子の関係性、児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭に属する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（次条第1項及び第5条第3号において「対象者」という。）とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者（以下この条において「保護者等」という。）又はこれに該当するおそれのある保護者等
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる保護者等又はこれに該当するおそれのある保護者等
- (3) 乳児若しくは幼児に係る健康診査又は法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等の関係機関からの情報提供その他の事由により支援が必要と認める保護者等
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に支援が必要と認めた家庭の保護者等

(支援の内容)

第4条 支援事業は、親子の関係性、発達に応じた児童との関わり方等の知識及び方法を身に付けるため、対象者に対し、次に掲げる内容を考慮した

健全な親子関係の形成に向けた支援（次項及び次条において「親子関係形成支援プログラム」という。）を実施するものとする。

- (1) 児童の行動の理解と要因の把握及び対応
- (2) 児童の発達及び成長に応じた関係性及び関わり
- (3) 参加者同士によるピアサポート
- (4) セルフケア及び児童への関わり方の振り返り

2 親子関係形成支援プログラムの内容は、次のとおりとする。

- (1) 講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等の実施
- (2) 同じ悩み又は不安を抱える保護者同士が相互に当該悩み又は不安を相談し、共有し、及び情報の交換をすることができる場の提供
(実施者)

第5条 親子関係形成支援プログラムを実施する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下この条において「実施者」という。）とする。

- (1) 児童に関わる業務に従事していた経験又は市長が認める研修の受講歴若しくは資格を有し、適切に実施できると市長が認めた者
- (2) 精神疾患、発達障害等に関する基礎知識があり、必要な配慮をもって接することができる者
- (3) 利用者（親子関係形成支援プログラムを利用する対象者をいう。次号において同じ。）が相互に悩み又は不安を気軽に相談し、共有し、及び情報の交換をすることができるよう配慮できる者
- (4) 利用者の様子の観察、記録その他の実施者のサポートを行う者を配置することができる者
(利用の勧奨及び支援の提供)

第6条 法第21条の18第1項の規定による利用の勧奨及び同条第2項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和7年上尾市規則第2号）に定めるところにより実施するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則の一部改正)
- 2 上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。
(5) 法第6条の3第21項に規定する親子関係形成支援事業